

都立多摩桜の丘学園 施設開放事業について

本校では、都立学校施設開放事業として下記のとおり学習文化施設の開放を行っています。希望される方は、担当までご連絡ください。

記

- 1 使用できる方 以下の要件を満たす団体となっています。
 - ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
ただし、体育施設を使用する障害のある人々で構成された団体及び学習文化施設を使用する団体については、5名以上の団体とする。
 - イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
 - ウ アマチュア活動を目的としている団体
 - エ 営利を目的としない団体
 - オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

- 2 申込について
まず団体登録をしていただく必要がありますので、翌年度の団体登録について、3月までに登録申請をしてください(学校担当までご連絡ください)。
年度途中でも、随時受付をしておりますので、希望される方は下記までご相談ください。

- 3 開放施設について【学習文化施設】※
 - ア 自立活動室(肢体不自由児の活動で使用する弾力床)
 - イ 生活訓練室(和室あり)
 - ウ 研修会議室(机、椅子あり)
 - エ 第3音楽室(ピアノあり)

担当 都立多摩桜の丘学園
経営企画室
電話 042-374-8111

.....

※【体育施設】について

体育館及びグラウンドは都立特別支援学校活用促進事業による貸出を行っています。

<体育施設貸出に関する問い合わせ先>

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 都立学校活用促進担当
電話 03-5413-6921(直通)